

日本救急医学会関東地方会会則施行細則

第1章 幹事

(資格)

第1条 幹事は、次項に定める有資格者の中から選任される。

- 2 幹事になるための審査を受けようとする者(幹事候補者と略記)は、次の条件をすべて具備していなければならない。

- (1) 満65歳未満の正会員であること
- (2) 申請時において引き続き3年以上の会員歴を有し、会費を完納していること。
ただし、日本救急医学会関東地方会以外の日本救急医学会各地方会での会員歴を加えれば継続した3年になる場合はこれを認める。(証明書添付)
- (3) 国外留学等で会員歴に中断がある場合には、中断以前に「継続した3年間」の会員歴があれば認めること。
- (4) 最近5年間に救急医学に関する十分な業績があること。
- (5) 名誉会員または幹事2名以上の推薦を受けていること。

(審査の理由)

第2条 幹事候補者は、承認を受ける30日前までに、別に定める様式の幹事候補者審査申請書および業績を学会事務局に提出しなければならない。ただし、日本救急医学会関東地方会を含めた日本救急医学会各地方会の幹事歴がある者はその証明書の提出をもって業績とすることができる。

(選任)

第3条 幹事の選任は、常任幹事会の議を経て行い、幹事会の承認を要する。ただし、幹事候補者に日本救急医学会関東地方会を含めた日本救急医学会各地方会の幹事歴がある場合は常任幹事会の承認のみで選任できる。

第2章 役員の選任

(選任細則の設定)

第4条 常任幹事および監事の選任は、本会会則によるほかは、この細則によって行う。

(選出管理)

第5条 常任幹事および監事の選出管理は、常任幹事会がこれにあたる。

(選挙常任幹事と非選挙常任幹事)

第6条 常任幹事は、選挙によって選任される常任幹事(以下選挙常任幹事と略記)と、選挙によらないで選任される常任幹事(以下非選挙常任幹事と略記)とに区分する。

- 2 選挙常任幹事は6名、非選挙常任幹事は2名とする。
- 3 会長、次期会長は非選挙常任幹事となる。

(監事)

第7条 監事の選任は、すべて選挙による。

第3章 選挙常任幹事および監事の選任方法

(選挙の通知)

第8条 常任幹事長は、選挙が行われる日の30日以上前に、幹事に対して、次期の選挙常任幹事および監事の選任に関する選挙が行われることを通知する。

(選挙権)

第9条 選挙常任幹事および監事は、細則第10、11および12条に定める候補者の中から、幹事会に出席した幹事の投票によって選任する。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

(候補者の資格)

第10条 候補者は、幹事でなければならない

(届出)

第11条 候補者は、選挙の行われる日の7日前までに、立候補の旨を書留郵便にて事務局に届出なければならない。
(他薦)

第12条 幹事は、他の幹事を立候補者として、あらかじめ被推薦者の承諾を得たことを示す書面を添えて、推薦することができる。

(候補者名の掲示)

第13条 候補者の氏名は、投票当日の幹事会会場内に五十音順に掲示する。

(投票方法)

第14条 選挙常任幹事として6名を、監事として2名を連記し、無記名で投票する。

(無効票)

第15条 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの
- (3) 何人の氏名を記載したかを確認し難いもの
- (4) 定数を超えた人数、もしくは定数に足りない人数を記載したもの
- (5) 同一候補者名を重複して記載したもの

(開票立会人)

第16条 常任幹事長は、投票に先立ち、幹事の中から3名を開票立会人に指名する。

- 2 開票立会人は、開票に伴うその他の事務も担当する。

(当選者の決定)

第17条 選挙常任幹事は、得票数がもっとも多い者から順次6名を当選とする。

- 2 監事は、得票数がもっとも多い者から順次2名を当選とする。
- 3 得票数の等しい候補者があるときは、抽選によって順位を決定する。
- 4 届出のあった候補者が定数を超えないときは、候補者を当選人とし、投票は行わない。

(欠員の補充)

第18条 常任幹事および監事に欠員が生じたときは、常任幹事長は常任幹事会の議を経て順次欠員を補充することができる。

第4章 常任幹事長の選任

(常任幹事長の選任)

第19条 常任幹事長は、常任幹事会において選挙常任幹事がこれを互選する。

第20条 常任幹事長の選任は、非選挙常任幹事が管理する。

第5章 名誉会員

第21条 名誉会員は、常任幹事が推薦し、幹事会の承認を要する。

- 2 名誉会員の推戴要件は、以下の通りとする。
 - (1) 役員経験者であること
 - (2) 65歳以上であること
 - (3) 本人に名誉会員となる意思があること

第22条 名誉会員は、幹事会に出席し、意見を述べることができるが、議決に加わることは出来ない。

第6章 会費

第23条 本会の年会費は次のとおりとする。

- (1) 幹事でない正会員 5,000円
- (2) 幹事 10,000円

第7章 細則の改正

第24条 本細則の改正は、常任幹事会の議を経て幹事会に報告する。

第8章 補則

第25条 移行期措置として、常任幹事長、常任幹事、監事の選出は平成13年に行うものとし、新たに選出されるまでは現役員がその任にあたる。

附則 この細則は、平成12年6月17日から施行する。

この改正は、平成27年2月7日から施行する。